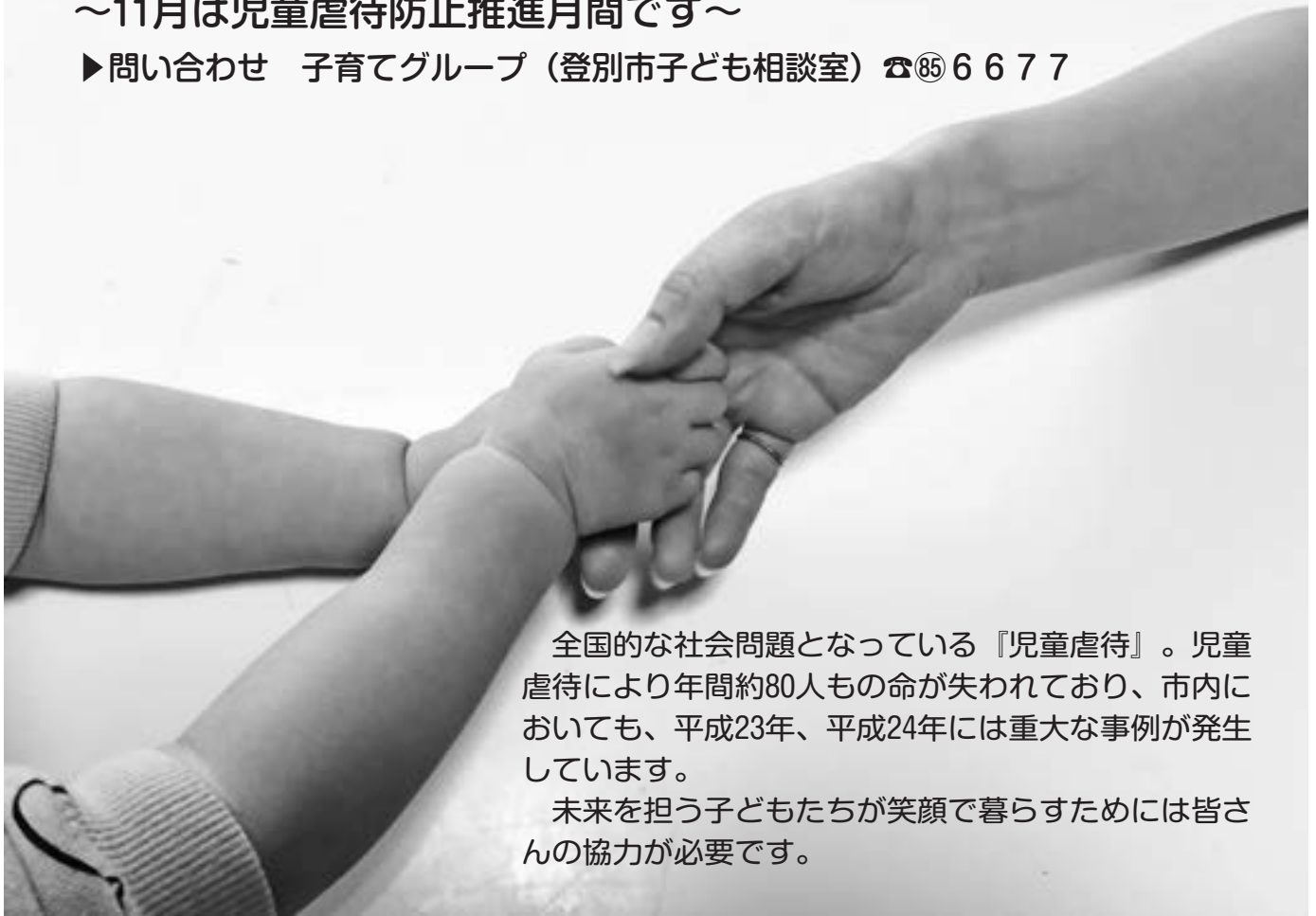


地域で見守る 子どもたちの笑顔

～11月は児童虐待防止推進月間です～

▶問い合わせ 子育てグループ（登別市子ども相談室） ☎0142-6677



全国的な社会問題となっている『児童虐待』。児童虐待により年間約80人もの命が失われており、市内においても、平成23年、平成24年には重大な事例が発生しています。

未来を担う子どもたちが笑顔で暮らすためには皆さんの協力が必要です。

一刻を争う 児童虐待への対応

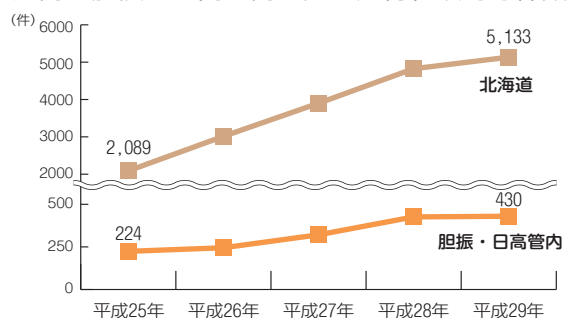
児童虐待に対しては、平成12年に施行された『児童虐待の防止等に関する法律』の改正などを行い、市・児童相談所などの関係機関の体制強化や立入調査の拡大、家庭において子どもの目の前で行われる両親間の暴力（面前DV）などについても児童虐待として位置づけるなどの対応がとられています。子どもが命が失われる事例は後を絶ちません。

市が行った児童虐待などに関する対応件数は、平成26年度の39件をピークに減少が続いているものの、平成29年度には23件の対応を行っており、身近なところで実際に起きている深刻な問題となっています。

児童虐待と「しつけの違い

『児童虐待』は、保護者（親や親に代わって養育する者）が子どもの心身の健全な成長に重大な影響を与える行為のことで、『身体的虐待』、『性的虐待』、『ネグレクト（保護の怠慢）』、『心理的虐待』の4種類があります。

道内と胆振・日高管内の児童虐待相談対応件数



一方で、『しつけ』は、子ども自身に行動をコントロールする力を付けるための行為であり、保護者にとって愛情に根ざした『しつけ』のつもりであっても、子どもの心や体を傷つける行為は『虐待』です。

虐待を受けた子どもは、発達の遅れや情緒不安定の症状が現れることがあります。

また、成長するにしたがって自殺願望や薬物依存に結びついたり、自身が親になってから自分の子どもにも虐待を行ってしまうことがあるなど、児童虐待は将来にまで深刻な影響を与えます。

子どもを守り、育てるはずの